

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和八年五月十二日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和八年四月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

森下住設株式会社

大和郡山市城南町五番三七号

代表取締役 森下美千代

奈良県知事許可（般―五）第一二六八五号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

注 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。

2 期間

令和八年五月十九日から同年六月九日までの二十二日間

四 処分の原因となった事実

森下住設株式会社は、大和郡山市内の水道施設工事において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になるにもかかわらず、当該建設工事に関し、同法第二十六条第二項の規定に基づく監理技術者を置きませんでした。

また、監理技術者を置く必要があることを隠匿する目的で、当該建設工事を施工す

るために締結した下請契約の請負代金の額が建設業法第三条第一項第二号の政令で定める金額に満たないものであると偽った上、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、当該施工体制台帳を公共工事の発注者に提出しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当します。